

扶桑町食料品等物価高対策支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、食料品等の物価高騰の影響を受けている扶桑町民（以下「町民」という。）の家計を包括的に支援するために行う扶桑町食料品等物価高対策支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(カードの交付)

第2条 扶桑町（以下「町」という。）は、この要綱の定めるところにより、町民1人に対して、プリペイドカード（磁気的方法により次条に定める額が記録された代金又は料金の支払に使用することができるカードをいう。以下「カード」という。）を1枚交付する。

(カードに記録する額)

第3条 この要綱により交付するカードに記録する額は、1枚当たり5,000円とする。

(有効期限)

第4条 一定の期間に限定して使用を促すことで、事業の効果を確実に発揮し、目的に沿った迅速な支援を可能とするため、カードに有効期限を設定するものとする。

2 カードの有効期限は、令和8年12月31日までとする。

3 有効期限の翌日以降、カードは、その効力を失うものとする。

(交付対象者)

第5条 カードの交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

(1) 令和8年1月1日現在において町の住民基本台帳に記録されている者

(2) その他扶桑町長（以下「町長」という。）が特に必要と認める者

(交付方法)

第6条 カードの交付は、原則として交付対象者の住所（住民基本台帳に記録されている住所をいう。以下同じ。）に宛てて世帯員分を一括して世帯主に郵送することにより行うものとする。ただし、やむを得ない事情があると町長が認める場合は、この限りでない。

(再交付)

第7条 カードは、郵送中の事故、破損その他のやむを得ない事由によるものを除き、再交付は行わない。

(代理による受領等)

第8条 交付対象者を代理してカードを受領することができる者（以下「代理人」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人並びに代理兼付与の審判がなされた保佐人及び補助人をいう。）
- (2) 親族その他の平素から交付対象者の身の回りの世話をしている者であって、町長が特に認めるもの
- (3) カードの受領が困難であると認められる交付対象者を代理する者であって、別に定める基準に該当するもの

2 前項の規定により代理人がカードを受領しようとするときは、代理人は、委任状（様式第1）に次に掲げる書類の写しを添えて町長に提出しなければならない。ただし、同一世帯の親族に係るカードの受領を代理する場合その他町長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 交付対象者の本人確認書類（官公署が発行した顔写真付きの証明書1点又は顔写真なしの証明書2点）
- (2) 代理人の本人確認書類（官公署が発行した顔写真付きの証明書1点又は顔写真なしの証明書2点）

3 町長は、前項の規定による確認ができない場合は、当該代理人に対するカードの交付を行わないものとする。

(住所変更又は辞退の申出等)

第9条 交付対象者は、やむを得ない事情により住所以外の場所（日本国内に限る。）にカードの送付を求める場合又はカードの交付を辞退する場合は、町長が別に定める期間内に、申出書（様式第2）を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する辞退の申出がない場合は、交付対象者によるカードの交付を希望する意思表示があったものとみなす。

(事業に関する周知)

第10条 町長は、事業の実施に当たり、事業の概要、交付対象者の要件、交付の手順その他の事業に関する情報について、町広報紙及び町ホームページへの掲載等により町民に周知するよう努めるものとする。

(交付対象者がカードを受領しない場合の取扱い)

第11条 町長は、第6条の規定によりカードを発送した後、交付対象者の不在、所在不明等により当該交付対象者がカードを受領せず、当該カードが町へ返送された場合は、当該交付対象者に対するカードの受領に係る連絡、確認等に努めるとともに、カードを再発送（日本国内に限る。）するものとする。

2 前項の規定によりカードを再発送した場合において、交付対象者の不在等によりカードが受領されず、当該カードが町に返送されたときは、当該交付対象者がカードの交付を受けることを辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 町長は、交付対象者又はその代理人が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付したカード（既にカードを使用している場合は、当該カード及びその使用相当額）の返還を求めるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段によりカードの交付を受けたとき。

(2) 交付対象者又はその代理人の要件に該当しないにもかかわらずカードの交付を受けたとき。

(権利の譲渡又は担保の禁止)

第13条 カードの交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱は、令和8年12月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われたカードの交付に係る第12条の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

様式第1（第8条関係）

年 月 日

扶桑町長 様

委任者（交付対象者）

住所

氏名

生年月日 年 月 日

連絡先

委 任 状

私は、扶桑町食料品等物価高対策支援事業実施要綱第8条の規定により、次の者を代理人と定め、扶桑町食料品等物価高対策支援事業に係るプリペイドカード受領に関する一切の権限を委任します。

代理人	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	委任者との関係	
	連 絡 先	

【添付書類】次に掲げる書類の写しを添付してください。

官公署が発行した顔写真付きの証明書1点又は顔写真なしの証明書2点
（例：運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等）

- 委任者の本人確認書類
- 代理人の本人確認書類

【注意事項】

- ※ この委任状は、全て委任者本人が自署してください。
- ※ 委任者本人が自署できない場合は、代筆者が本書の余白に代筆理由を記入した上で、委任者本人の印鑑の押印をお願いします。

様式第2（第9条関係）

年 月 日

扶桑町長 様

交付対象者

住所

氏名

生年月日 年 月 日

連絡先

申 出 書

扶桑町食料品等物価高対策支援事業実施要綱第9条に係る申出等について、
下記のとおり申し出ます。

記

内 容	<input type="checkbox"/> ①住所以外の場所（日本国内に限る）に プリペイドカードの送付を求める <input type="checkbox"/> ②プリペイドカードの交付を辞退する <input type="checkbox"/> ③その他（ ） ※該当する番号に <input checked="" type="checkbox"/> をしてください。
送付先住所	①の場合、希望する送付先
申 出 理 由	

【注意事項】

※ この申出書は、全て交付対象者本人が自署してください。

※ 交付対象者本人が自署できない場合は、代筆者が本書の余白に代筆理由
を記入した上で、交付対象者本人の印鑑の押印をお願いします。